

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
平成29年12月11日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700231号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700168号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和18年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和52年から昭和63年12月まで

私は、A社でB業務を担当していた。パート勤務だったが、正社員と同様の勤務時間や日数で働いており、被保険者資格の要件は満たしているはずなので、請求期間について、厚生年金保険被保険者として年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。なお、当時はC姓を使っていた。

第3 判断の理由

A社の事業主及び複数の同僚の回答等から、期間の特定はできないものの、請求者が請求期間の一部において同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社の経理担当者は、請求者について、請求期間のうち数年間は途切れ途切れにパート従業員として勤務していたが、社会保険には加入しておらず、請求者の給与から厚生年金保険料を控除していない旨陳述している。

また、A社は、オンライン記録によると、昭和54年3月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同日から昭和63年12月までの期間の健康保険番号は欠番もなく連番であり、請求者の氏名は見当たらない。

さらに、請求者は、請求期間に係る給与明細書等の資料を保管しておらず、A社における厚生年金保険料の控除について確認できない。

加えて、請求者は、請求期間において国民年金に加入しており、第1号被保険者として、昭和53年10月から昭和54年3月までの期間に係る国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主によ

り給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第1700251号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第1700169号

第1 結論

昭和35年11月1日から昭和36年12月31日までの請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和18年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和35年11月1日から昭和36年12月31日まで

私は、昭和35年11月から昭和36年12月までA社に修理工として勤務していたが、当時の厚生年金保険の被保険者記録がない。勤務していたことは間違いないので、年金の給付に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、商業登記簿謄本によると、A社は、平成28年4月*日に解散しており、当時の事業主は死亡している上、同社の代表清算人は請求者に係る資料を保管していない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る勤務実態、厚生年金保険の取扱い及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

また、複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者がいないことから、請求期間における請求者の勤務実態について確認できない上、当該期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者原票の健康保険番号に欠番はなく、請求者の氏名は確認できない。

さらに、請求者に係るB手帳には、請求期間において請求者が他の事業所に在籍していた旨記載されている。

加えて、請求者は、給与明細書等の資料を所持しておらず、請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。